

一般社団法人戸田市薬剤師会 主催・共催・協賛・後援取扱規定

(目的)

第1条 この内規は、一般社団法人戸田市薬剤師会(以下「本会」という)が関与する事業における「主催」、「共催」、「協賛」、「後援」の適用、取扱に関する基準を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 事業の目的及び内容が本会の趣旨に合致するものであれば、本会は他団体の事業に対して共催、協賛、後援(以下、「共催等」という)を行うことができ、また本会が主催する事業に対して他団体からの共催等を受けることができる。

(主催、共催等の定義)

第3条 主催、共催等の定義は次のとおりとする。

- (1) 主催 事業の開催の主体となり、その団体の責任においてその事業を開催することをいう。
- (2) 共催 事業を開催する複数の団体が対等な立場に立ち、企画、会計、広報、などすべての事項についての合意に基づき実施することをいう。
- (3) 協賛 事業の趣旨に賛同し、人員・物品・金銭等を提供するなど積極的な援助を行うことをいう。後援と同義であるが人員派遣や協賛金負担を伴う場合があり、後援に比べて本会の関与度合いの程度が大きい場合に適用する。各種の製造会社、販売会社、卸会社等(以下「メーカー等」という)から講師料や会場設営等、事業運営費用の全額または一部の提供、事業開催に必要な物品の提供を受ける、講師の派遣を受ける、あるいはメーカー等の社員による学術的知識の提供により事業運営の支援を受けることをいう。
- (4) 後援 事業の趣旨に賛同し、適当な方法で広報を実施するなどの支援を行う又は支援を受けることをいう。支援の内容が、原則として名義使用の承認に限る場合に使用する。

(主催、共催等の名義人)

第4条 主催、共催等の名義は、本会名で行い、委員会名等では行わない。他団体に対しては本会名と同格の名義を要求することとする。

(共催等をするのできる他の団体)

第5条 本会が共催等をするのできる他の団体、あるいは本会が共催等を受けるのできる他の団体は次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、及び地方公共団体
- (2) 公社、公団、その他の特殊法人
- (3) 学会、その他の公益法人
- (4) 戸田市行政およびその関連機関
- (5) 戸田市医師会、戸田市歯科医師会
- (6) その他、理事会が認めた団体

(認可基準)

第6条 他団体から共催等の依頼があった場合には、次の(1)に掲げるいずれかに該当し、かつ(2)に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、その承認を個別に判断する。

- (1) 承認することができる場合
 - イ)本会の趣旨に合致するものと認められるとき。
 - ロ)公益性があると認められるとき。
 - ハ)本会会員にとって有益であると認められるとき。
- (2) 承認できない場合

- イ)特定企業や事業者の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められるとき。
- ロ)その運営方法が、公正でないと認められるとき。
- ハ)座談会のように、その対象が極めて限定されたものと認められるとき。
- ニ)その他、理事会で適当でないと判断されたとき。

(共催等の申請)

第7条 共催等の申請は以下のように行うこととする。

- (1) 第5条に該当する他団体主催の事業に共催・協賛をする場合、共催・協賛申請書(様式第1号又はこれに準じたもの)を他団体から提出してもらうこととする。
- (2) 本会が主催する事業に対して、第5条に該当する他団体と共催および他団体から協賛・後援を受ける場合、企画申請書(任意)に明記して理事会へ申請する。
- (3) 第5条に該当する他団体主催の事業に後援をする場合、理事により理事会にて報告する。

(共催、協賛又は後援の承認)

第8条 共催、協賛又は後援の承認は次のとおりとする。

- (1) 第7条(1)(2)の場合 その可否および協賛金の支出等については理事会が決定する。前項の申請者に対し、共催・協賛決定通知書(様式第2号又はこれに準じたもの)を交付するものとする。この場合、本会会長はあらかじめ理事会の承認を得た上で、必要に応じて当該団体の代表者との間で次の事項を記載した協定書(様式第3号又はこれに準じたもの)を締結するものとする。
 - 1. 事業の名称
 - 2. 開催期日
 - 3. 開催場所
 - 4. 事業の概要
 - 5. 団体間の職務の分担と責任の所在
 - 6. 費用の分担、及び費用に過不足が生じた場合の処理
- (2) 第7条(3)の場合、理事により本内規記載の承認基準を満たすことを確認し、理事会へ報告する。必要に応じ理事会に提議し可否の判断を理事会に委ねる。

(共催等の広報)

第9条 共催等の広報は承認後でなければならない。広報にあたっては、その団体名および共催等の種別を明示すること。

(共催等の事業報告)

第10条 第7条(1)(2)の場合は事業が終了後、1ヵ月以内に共催・協賛事業報告書(様式第4号又はこれに準じたもの)会長に提出し、理事会に報告すること。

(共催等の会計報告)

第11条 他団体主催の事業等に協賛・後援し、或いは他団体と共催し、その経費を負担した場合には、事業終了後1ヵ月以内にこれを理事会に報告する。

(補足)

第12条 理事会の開催が困難である等、正当な理由のある場合には、この規定に定める理事会の機能の全てを本会会長が代行することができる。この場合は次に開かれた理事会にて本会会長から報告することとする。

第13条 この規定に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は理事会が別に定める。附則この規定は、令和元年●月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

一般社団法人 戸田市薬剤師会 会長 殿

共催・協賛 申請書

申請団体名：

代表者名： _____ ㊟

下記のとおり、貴会の共催・協賛を申請いたします。

申請の種類	<input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> 協賛
事業（学術集会等）の名称	
主催団体名	
日時・期間	
開催場所	会場名： 所在地：
事業の概要	
他の共催・協賛・後援団体	
経費あるいは協賛金 (有のときのみ記入)	
費用の分担、及び費用に過 不足が生じた場合の処理	

連絡先	団体名 : 担当者名 : 連絡先 : TEL: FAX: E-mail:
-----	---

趣意書、開催概要・パンフレット・企画書等、詳細のわかる資料を添付してください。

(様式第2号)

申請者

殿

年 月 日

一般社団法人 戸田市薬剤師会

会長

印

共催・協賛・後援 認可決定通知書

年 月 日に申請のありました、一般社団法人戸田市薬剤師会(共催・協賛)申請について、下記により承認・不承認とします。

記

(承認の場合)

1. (共催・協賛)の対象事業名

2. (共催・協賛)の期日

開催期日:

3. 承認の条件

(不承認の場合)

不承認の理由:

以上

(様式第3号)

年 月 日

協定書

一般社団法人戸田市薬剤師会 会長 殿

団体名:

住 所:

連絡先:

代表者:

貴会との(共催・協賛)事業に関し、下記(別紙)のとおり協定します。

記

1.事業の名称

2.開催期日

3.開催場所

4.事業の概要

5.団体間の職務の分担と責任の所在

6.費用の分担、及び費用に過不足が生じた場合の処理

(様式第4号)

年 月 日

一般社団法人 戸田市薬剤師会 会長 殿

共催・協賛事業報告書

団体名:

住 所:

連絡先:

代表者:

年 月 日付で貴会より(共催・協賛)の承認を受けた事業が終了しましたので、

下記 のとおり報告します。

記

1. 事業の名称

2. 開催期日

3. 開催場所

4. 事業の概要